

あるということの考え方です。これは、基本的には現在出ております基本計画の根幹をなしているものだと思います。もう一つは、B案をつくったかどうかという提案をしました。これは、基地がなくなるかもしれない。なくなった後の私たちのまちづくりを考えてみようということです。

しかしながら、予算の審議の中では、石川市長の答弁は、「そういった意味ではB案を考えるとかわれば、考えないわけでもないわけでありますが、さしあたってB案というものは考えなくても、ともかくA案でいって、その行政は推進できる。B案というものは、仮に考えてもいいわけですが、恐らくここ当分の間はB案を考えてもいいけれども、そのB案は役に立たないということです。そういった意味においては、A案以外にはない。」このような答弁をしたわけです。しかしながら、この決算が行われていた一九八九年というのは、まさに世界は大きく動いていた年でした。その意味からいえば、私たちが提案を続けた、事によったら基地がなくなるということを考える私たちのまちづくりB案を考えるべきときに、まさに来ていたはずなんです。しかしながら、決算の審議の中でも、決算の総括質問の中でも、やはり市長はこういった基地がなくなる、あるいはなくなつたことを想定するようなまちづくりについては、意見を持っていることができなかったというふうに思います。そのことは、未来を予測することができない。あるいは市民にとって、重要な将来を考えることができないということになる。それはそのまま石川市長のガバナビリティーに対する私どもの基本的な疑問になっていくわけです。そのことに關しましては、私たちは、この基地がない福生市を考えることのできなかったような予算、並びにこの決算に対する一つの反対の意見を持っています。

もう一つは、市民がよい環境の中で住んでいくということから言えば、ごみの問題があります。私たちは、ごみをどのように減らすのか、再利用するのかという提案をし続けてきました。しかしながら、今決算の中での答弁を聞きます限りにおいては、新たな施策というものは、ほとんど行われていないという答弁もあります。私たちが、今直面している二つの大きな問題、基地とごみと、それらの問題に対する見解や、まさに統治能力とも言うべき市政の根幹であるところの、ガバナビリティーに対する基本的な疑問を持つ中で、私どもは、この決算にはとても賛成することができないという立場を堅持していきたいと思っています。

ています。

以上で、革新クラブを代表いたしましたしての反対討論にかえていきます。と思います。

○副議長（井上寅吉君） 次に、賛成者七番佐藤慶二君。

（二番 佐藤慶二君登壇）

○二番（佐藤慶二君） お許しをいただきまして、議案第八十三号 平成元年度福生市一般会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、横田基地につきましては、私は石川市長が施政方針及び決算審議の中で明らかにされましたように、基地が存在するという事実の上に立って、基地及び関係機関と綿密な連絡をとりながら、引き続き安全性の確保と周辺整備に努力していくとおっしゃいましたが、今、福生市という市について、基地があるという事実から離れて行財政の現実の運営の論議をするのは、余り意味のないことだと考えます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

その視点からこの決算を見ますと、まず財政力の強弱を示す財政力指数は〇・八三で、前年度より〇・三ポイント向上、財政構造の良否を判断する経常収支比率は七一・四％で、前年度より一・三ポイント上がり、公債比率にあっては九・二％で、前年度より〇・六ポイント下回り、これらの数値からして、当市の財政状況は、監査意見書にもありますように健全に運営されていると考えます。それから、性質別歳出で見ましても、義務的経費は実質的に落ち着いており、投資的経費の伸びが大きく、その他の経費は減額になっております。

このような状況を見ますと、基地交付金の影響はありますが、総体的には財政力指数を除き大変良好な状態と言ってよいと考えます。また、財源確保、特に補助金などにつきましては、決算の中で説明がありましたように、市長を初めとする関係者による自治省、防衛庁、東京都への積極的な取り組みによりまして、減額されることなく推移しておりますことは、まことに結構なことだと思います。今後より一層の御努力を期待するものであります。

一方、各種基金への積み立てにいたしましても、堅実な予算執行と高水準行政を推進した上で、このよ

うな積み立てができたわけで、今後の福祉センター、地域体育館などの大型事業のための財政需要を考えれば、当然の措置であると思います。

最後に、この決算に対する市監査委員の報告によりまして、計数の誤りもなく予算執行上も適正に処理されております。私どもも審査経過の中で、そのことを確認したところでございます。今後引き続き、健全な財政運営に努めるとともに、策定されました第二期総合計画の実施に向け、英知を結集し「輝く街・福生」づくりが計画され、実行され、独自性のある個性あふれる美しいまちがつくられていくことを期待いたします。賛成討論いたします。（拍手）

○副議長（井上寅吉君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十三号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（井上寅吉君） 起立多数であります。よって議案第八十三号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第三 議案第八十四号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、厚生委員会に付託をされました議案第八十四号につきまして、審査報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

説明を省略いたしましたので、直ちに質疑に入りました。

委員より、保険税の自然増は幾らか。あるいはまた、一人当たりでは幾らになるか。税率アップによる一人当たりの額は幾らになるか。国庫支出金の影響額はどのくらいか。保険基盤安定による影響額はどのくらいか。東京都のペナルティーの額はどのくらいかという質問に対しまして、税の伸びは、当初五％の伸びを予定しておったが、決算では一・四％の伸びになった。自然増は一・五％で六百七十八千円、一人当たりでは百三十円であるという答弁がありました。また、国庫支出金の影響額については一億二千万円。保険基盤安定の影響額は七十万八千円。都のペナルティーは六百三十六万六千円との答弁がございました。

また、さらに滞納している世帯数について、一人当たりの医療費の額。税収及び歳入全般に対する繰入金の割合等について、質問がなされました。滞納世帯数は二千五百八件、一人当たり医療費が九万二千九百五十三円。税収及び歳入全般に占める繰入金の割合は、税収について福生市は三〇・七％、二十六市平均では三八・一％、歳入全般に対する割合は、福生市では九・二％。二十六市の平均では一一・三％。一人当たりでは一万一千八百四十六円という答弁がなされました。

それから他の委員から、滞納は税の値上げに関係があるのか。原因があるのかというような質問に対しまして、そのようには理解をしていないという答弁がありました。また、不納欠損の額のふえた理由については、地方税法の五年の時効によるということもあるけれども、そのほかに、財産のない者とか所在不明、死亡、社会保険への加入といった者がふえたので、そうなったものであるという答弁がありました。

なお、無料検診制度が定着したが、医療費の伸び率から判断して効果があったものと思うという答弁がなされました。また、別の委員より、各市の滞納の状況はどうかというような質問がございましたが、これに対しまして、各市の条件が同じでないの、なかなか判断しにくい。また、収納についても収納員といった制度を設けている市もあるというような答弁がなされました。

なお、審査中において反対意見がございましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数で原案どおり承認すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。委員長報告といいたします。

○副議長（井上寅吉君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第八十四号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計決算認定につきましては、国庫の負担率の引き下げと東京都のペナルティー、一般会計からの繰入金金の削減、保険基盤安定制度、それに伴う保険税の値上げを行ったものでありまして、とても認定できるものではありません。

保険税の値上げは、昭和六十一年度より毎年行われているものであり、被保険者である市民の皆さんに多大なしわ寄せをしています。しかも、値上げの主たるものは、収入のない人にも影響を与える均等割で、元年度ではこの均等割を六百元上げて九千六百元としました。元年度の値上げの増収分は二百二十四万八千三百八十三円です。値上げをしなくても自然増として六百七十七万八千七百十七円の増収でありました。この特別会計の当初予算の審議では、この値上げ分がなければ予算が組めないのだという説明がありましたが、補正予算やこの決算を審議していく中で、それは間違いであったということがはっきりいたしました。

た。なぜならば、年度途中で医療費の伸びが低かったことと、毎年行ってきました保険税の値上げによって繰越金がふえたということとで、一般会計からの繰入金金を三千四百七十一万七千円も減額したことに、はつきりとあらわれています。元年度の一般会計からの繰入金は、近年最低の額、一億九千十一万五千元となりました。もう何度も繰り返し主張していますように、本来国民健康保険制度は、国が責任を持つものであります。その国の政府が、みずからの責任を放棄して、国庫の負担率を四五％から三八・五％へと引き下げたことにより、国保の健全運営は脅かされてきています。福生市におきましては、この国庫の削減額は、元年度で約一億二千万円であります。

また、東京都のペナルティーは、昭和六十年度から始まり、元年度は六百三十六万六千七百六円となっています。その上、政府は保険基盤安定制度なるものをつくり、政府の責任で行うべき保険税の軽減分の特別交付金の交付をやめて、都と市に負担をもたらすこの保険基盤安定制度を導入しました。これによりまして、福生市の負担金額は、元年度で七十万八千円となりました。この制度ができてまして、福生市はこれまでよりも五％の負担増となったのです。国、政府のこのような国保の制度改悪がされてから、福生市の保険税の値上げが始まってきました。高い保険税を納税できない被保険者が、今、全国に広がっています。福生市でも例外でなく、滞納者が年々増加をしています。

また、福生市におきます一般会計からの繰入金は、保険税を低く抑えるために、今、増額が求められています。この保険基盤安定制度が導入されたこの昭和六十三年度から、この一般会計からの繰入金も減額をしてきています。このことによって、ますます高い保険税となり、納税したくてもできない被保険者をつくってきました。繰入金金の減額をして、そして保険税の値上げは行っていく。これで、果たして国保の健全運営はできるのでしょうか。国保加入者は高齢者層がふえてきている。すなわち無職者の比率が高くなってきているというのに、国や政府は、どんなことがあっても、保険税は取り立てる。また、自治体は国保の健全運営の名のもとで保険税を値上げをしていくという、こういう行政を進めています。国は、国民皆保険制度として発足した国民健康保険制度の責任をきちんと果たすべきです。

以上申し述べてまいりましたように、その責任の大半は国、政府にあるといたしました。被保険者で

ある市民の皆さんを守るべき地方自治体が国の言いなりになり、保険税の値上げを毎年行つて、被保険者の生活を圧迫してきていることも許せません。市長におかれましては、国保の健全運営を進めるためには、国、政府のこのようなやり方にはつきりと反対をして、主人公である国民、市民の命と暮らしを守る立場に立ち、国庫負担率をもとに戻す運動を強めていくよう要望いたします。また、東京都に対しては、ペナルティーの廃止を強く求めることも、あわせて要望したいと思います。

そして、保険税の値上げは行わない。一般会計からの繰入金は積立金と同じく二十六市のトップとなるように増額するよう申し述べまして、私の反対討論といたします。

○副議長（井上寅吉君）

次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただき、議案第八十四号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成討論を行います。

御案内のとおり、本議案は厳しい運営が要求される独立会計の立場から、特にこの制度を構成する被保険者、例えば当該年度においても、私の去る九月定例会における一般質問で明らかにしましたごとく、退職者の加入や無所得者の増加に加えて、産業構造等の変化等による転業や担税力の高い高額被保険者らの他の保険への転換等があり、医療費の増加、医療技術の高度化等の対応に迫られ、単年度決算の健全運営を求められる立場から、一大財源である保険税の確保が危ぶまれる状況から、国民健康保険運営協議会の答申を基調として、許容できる範囲で税の改正を行い、あらゆる角度から健全運営の努力を傾注して平成元年度決算を無事に終了したとの認識に立って、次に述べる理由により賛成の骨子といたします。

まず、本議案における保険税の改正については、医療費の高揚を觀察しつつ、被保険者の負担増にならぬよう配慮しながら、〇・四％。決算では〇・三五％と、最低限に抑制した改正でありました。本来ならば、不足財源を一般会計に依存せず、独立採算で執行すべきであり、不足する部分について補てんする観点からもやむを得ぬ処置であります。

また、国における財政についても、非常に厳しい状況にありながら、国保関係予算は満足できぬ額で

あったとしても、増額されているのであり、保険税の改正は、医療費等の増に伴いやむを得ぬ状況にあると判断するものであります。

毎年度予算編成に当たり、歳入不足見込額のかかりの部分について、一般会計からの繰入金を補てん財源として仰ぎ、予算に計上され、たまたま当該年度において、気候や流行性感冒の減少等による医療費等の歳出が、予算を下回った場合の差額は、通常概念の剰余金ではなく、でき得る限りの額を一般会計繰り戻し措置を講じたことは、まことに当を得たものと評価するものであります。

東京都が課すペナルティーについては、他府県に見られぬ東京都独自の国保に対する補助金制度があり、交付を受ける福生市には、このペナルティーはないにこしたことはないが、残念ながら、それに対して云々する立場にないことは、関係者が既に熟知していることであります。東京都は福生市を含め、傘下自治体の行政母体であり、国保に対する交付金及び都支出金等が的確に運用されているかの監督、干渉については、国の指導の窓口としてやむを得ないものと判断するものであります。また、保険基盤安定制度については、反対者との国民健康保険制度に関する視点の相違はあるも、当初時限立法であったこの制度が恒久化するなど、それなりの効用を認めたいと考えるものであります。

運営するに当たり、税の収納率の問題も指摘されますが、被保険者の納税意識の向上、モラルの喚起等、さまざまな問題点の改善を含め、国保の枠組みの中で加入者の健康に対する自己管理と時代の変遷に伴う国保運営の変化に対応する関係各機関の一層の努力を要望し、あわせて他の市民各位の深い理解に感謝して、平成元年度福生市国民健康保険特別会計決算について、賛成討論とします。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（井上寅吉君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第八十四号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○副議長(井上寅吉君) 二時二十分まで休憩いたします。

午後二時七分 休憩

午後二時二十二分 開議

○議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四 議案第八十五号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、厚生委員会に付託をされております議案第八十五号につきまして、審査報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

委員より、この決算における財源の内訳について知らせていただきたい。また、監査報告書の歳入の状況のところ、決算額が前年度より六%の増となったと書いてあるが、その理由について。三番目に患者の一部負担金の一人当たりと一件当たりの額について、以上三つの質問がなされました。

これに対して、元年度については支払基金は七〇・五二%、それから、国庫支出金については二〇・一九%、都の支出金については五・〇六%、市の繰入金については六・一九%になっているという答弁

がございました。また、決算額の六%の伸びにつきまして、これは医療費の伸びではないかと判断をしているという答弁がありました。また、三番目の一人当たりの医療費の関係については、元年度においては

一千五百六十円である。また、一件当たりでは一千三百五十円、このうち、入院、外来、歯科の関係では、入院について、一人当たり七百円、一件当たり八千八百七十円。外来については、一人当たり八百円、一件当たりも八百円で同額である。歯科については、一人当たり六十円、一件当たり七百九十円。なお、医療費の単価については、一人当たり月四万二千五十円、一件当たり三万一千七十四円であるという答弁がなされました。

また委員より、お年寄りの皆さんを苦しめるこういう決算には到底、でき上がり方そのものから賛成できないという反対意見等がございました。

以上で質疑を終わりました。審査中に反対の意見がございましたので、起立により採決をいたしましたところ、起立多数により本決算は原案のとおり認定すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり承認くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第八十五号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

日本特別会計は、高齢者の皆さんの医療費を有料にするためにできたものです。だれでも高齢になれば、何らかの病気を持つていくものです。政府は高齢者の皆さんの医療費がかかるからといって、この医療費を抑制するためだけを目的に、この制度を創設いたしました。昭和五十八年二月一日より施行されました老人保健法は、このときから高齢者いじめを始めました。しかも、昭和六十二年一月より、高齢者の皆さんの患者負担金の大幅な値上げを行い、さらに医療の差別も行ってきました。そしてまた、老健法の改悪を行って、高齢者の皆さんの患者一部負担金増をもたらそうとしています。それにもかかわらず、この特別会計には、そのベースとなるべき患者一部負担金額は計上されていません。本特別会計では、患者の一部負担金額は、総額で四千七百二十九万六千五百四十円です。対象者は、平均で二千五百二十八人です。一人当たり一万八千七百九十九円の負担となっています。これは、二十六市平均よりも低いものとなっています。そして、受診率も二十六市平均よりも低いものとなっています。

今、政府は高齢者社会を口実にして、高齢者の皆さんの生活を圧迫している消費税の導入や老健法の創設をし、また改悪を推し進めています。私はこれまで社会に貢献されてこられた高齢者の皆さんに、豊かな老後を過ごしていただくために、医療費の無料化はもちろん、また老人福祉法の精神を生かした施策の充実を図るべきだと考えています。

以上申し述べましたように、この特別会計は、高齢者の皆さんの命と暮らしを脅かすものとなっています。私は高齢者の皆さん、すべての方々が豊かな老後が過ごせるように望んでいます。よって、この決算認定に反対するものです。市長におかれましては、高齢者の皆さんが幸せに暮らせる施策の充実をぜひとも実施していただきたいと強く要望いたします。私の反対討論といたします。

議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

五番（須釜亮次君） お許しを賜り、議案第八十五号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、賛成討論を行います。

この老人保健制度は、対象となる個人の生活レベルにおいても、国の経済力に見合った豊かさを実現するため、極めて大きな役割を担っていると同時に、昭和五十八年制定の老人保健医療制度の基本理念とする老後における安心と健康の保持を図る上で、時代の変遷に対応して改正を行いながら、今日に至るこの老人保健医療制度の役割は高く評価すべきものと信ずるものであります。

この制度の有料化は、高齢化社会の急激な到来と世代間の負担の公平を求めるものであり、若年層にあっては、税という形で老人医療費の大半を拠出金という名目で負担している実態から、受益に応じたものの負担金を求めたものであります。受益を受ける者、受けない者のバランスからも、特に考慮すべきであり、一部負担金としての有料金額においては、受忍できる範囲の少額であります。老人を取り巻く環境の変化に対応した医療保険制度のあり方については、老人の医療費について考察する場合、各保険者間で老人加入率も異なり、保険者間に負担の不均衡が生じない配慮と老人だけを対象とした新しい制度の創設を、老人保健審議会の主軸をなす老人保健制度研究会の報告書の中で、意見として述べられている現況から、これらの研究機関が高齢化社会の到来に則した制度のあり方について、今後の研究課題として期待を持ちながら見守りたいのであります。法の理念とする自助と連帯を基調とした適切な受益者負担により、受益を受ける者、受けない者、また、行政と市民の役割分担の信頼と認識による実行こそ、今求められている眼前に迫りつつある高齢化社会に対応する老人保険医療制度の姿を見るのであります。

本決算認定について、容認する立場から、常に法の理念を追求する関係者の理解と努力、そして受益者の負担金額も極めて無理のない範囲として、この法の理念に合致したものと認め、本決算の認定について賛成討論いたします。（拍手）

議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十五号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第八十五号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第八十六号 平成元年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（仲村清信君） 建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、議案第八十六号 平成元年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定につきまして、審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案の審査に当たっては、理事者の説明を説明し、質疑に入りました。

委員より、この区画整理事業が全部終了し、会計を閉めるのはいつかとの質問に、理事者より、この決算の内容は加美平区画整理と東口の土地区画整理事業の決算であり、平成元年度をもって換地、清算金の徴収も終わり、昨年三月の定例会において条例も廃止し、すべて完了した。したがって、平成元年度において会計も閉めており、繰越金については、平成二年度に一般会計の方に受け入れていただくことになっているとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御承認くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第六 議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計決算認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たっては、理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

委員より、現在、雨水管は何％ぐらい終了しているのか。また、四メートル以下の道路の雨水排水に対して、どのような対策をとっているかとの質問に、理事者より、認可を受けている雨水管については、平成元年度までに延長一万一千九百九十八メートル、普及率は、単純計算で二六・七％である。また、四メートル以下の末端の道路については、現在の認可の中では計画していないが、来年度計画の中で幾つか計画し、現在設計をしているとの答弁がありました。

委員より、四メートル以下の雨水排水も積極的に進めていただきたいとの要望がありました。

また委員より、使用料の受益者負担金の不納欠損が多いのはどういう理由か。また、その徴収にはどういう形の対応をしてきたかとの質問に、理事者より、不納欠損については行方不明が多く、追跡調査をしてもなかなかつかめないのが現状であるが、今後、不公平感が出ないようにするために、できるだけ追跡調査等に努力していくとの答弁がありました。

また委員より、起債については償還も始まっているわけだが、いつごろピークを迎え、いつごろから下降線に入っていくかとの質問に、理事者より、あくまでも推計ではあるが、平成四年がピークではないかとの答弁がありました。

また委員より、都市下水路組合へ行っても、福生は未水洗化のところ、かなり残っているのではないかとということが言われるので、組合議員として状況を掌握しておきたいが、努力された成果はあったのかどうかとの質問に、理事者より、改善の方法としては、未水洗化の建物の水洗化をどういうふうに進めていくかということだが、権利関係が難しく、担当が訪問したりしているが、なかなか解決がつかないというのが実態である。今後、民々の問題にも入っていくことで、来年度は弁護士さんをお願いして対応するとの答弁がありました。

また委員より、枝線、狭い道路をつないでいく事業が問題になっている。これが不明水を防ぐ大きな事業になると思うが、はっきりした計画はないようなので、今後、どう取り組むのかという質問に、理事者より、不明水は維持管理負担金を単純に逆算すると、五市二町の中では一番少ないが、御指摘のとおり、四メートル道路等で夏場の大雨のときに、マンホールから入っていったことが現実的にはある。雨水管も現在は幹線、中幹線といったものを進めており、もっと小さい道路に進めるのにはまだ時間がかかるが、計画に基づいて敷設していく努力をしたいとの答弁がありました。

また委員より、最近、下水道の汚泥の中から肥料、燃料、建築資材などがつくられているようだが、下水道の処理施設の中で再利用にどのように取り組んでいるかとの質問に、理事者より、福生市の場合、昭島の処理場で処理しており、汚泥対策については東京都が独自に行っている。市民からの問い合わせが

あったときには、その旨を話して説明をしているとの答弁がありました。

また委員より、維持管理費の中の水質検査結果についてお聞かせいただきたいとの質問に、理事者より、年四回行っている。特に、下の川関係も水質がよくなっているが、今後也十分注意して、万全を期したいとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしましたして、反対の討論を行います。

当決算は、消費税の先取的に下水道料金二・七％の引き上げを行い、市民に対して一億一千万円もの負担を押しつけながら、米軍横田基地に対しては引き続きサービスを継続して三千七百七十三万円もの下水道料金を減額いたしました。この減額は累計で五億円にもなるものであります。こうした金額が前年度の減額分三千二百十万円よりもさらに五百六十三万円も減額分を拡大したものであります。これまでも私たちは、米軍横田基地へのサービスをやめることを強く主張してきました。市長がサービスをやめることを決断するならば直ちに実現できるものであり、そのことはまた下水道料金の増収につながるもので

ございます。そのことをなぜやらないのかと言えば、その根底には基地奉仕の政治姿勢があるからであり、この基地奉仕の姿勢を根本的に転換することを強く要求するものであります。

また、以前から問題になっております下の川改修につきましても、事前の十分な交通量等の調査を実施することなく進めてきましたことなどを指摘いたしまして、当決算について、簡単ではございますが、反対討論といたすものであります。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者四番浜中輝夫君。

（四番 浜中輝夫君登壇）

○四番（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計決算認定に当たり、賛成の立場から討論をいたします。

本市の公共下水道事業のうち污水管の整備につきましては、既に完了を見ており、今後は雨水管の整備及び維持管理の充実が望まれるところであります。さて、平成元年度決算状況における歳入決算額は、前年度と比較し三億七千三百九万円、一六・六％の増となっております。内容といたしましては、まず料金改正に伴う使用料の増額が挙げられますが、これは下水道の健全経営の努力のあらわれと思います。また、下の川改修事業を初め雨水管の整備に伴い、国庫支出金及び市債が増額となったことは、計画に基づき順調に雨水管の整備が進み、市民にとって快適な生活が図られていくものと確信するものであります。

次に、歳出決算額につきまして、前年度と比較し三億七千五百四十六万円、一六・九％の増となっております。これも、下の川改修事業及び雨水管整備事業の工事請負費が増額となったことが主なものでございます。一日も早い雨水管の整備に向けて、着実に進展している様子が十分感じられます。また、維持管理費では、施設を適正に管理していくために、管渠の清掃及び調査が積極的に行われ、経費の増大や事故防止に努めております。

以上申し述べましたが、本決算は努力と成果が認められました。今後の事業運営が、より一層円滑に進められますようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十七号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第八十七号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第八十八号 平成元年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、議案第八十八号 平成元年度福生市受託水道事業会計決算認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査当たっては、理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

委員より、決算書の数字の問題ではないが、昭島、羽村は地下水でやっていて、特に昭島は地下水一〇％で、うまい水などという宣伝をしている。福生の場合は五割ぐらいブレンドになっており、福生は料金が高いとよく言われるので、昭島の料金と羽村の料金がどのぐらいになっており、本当に福生が昭島などに比べ高いのかどうか、具体的に説明できるような単価の違い等があったら教えてほしいとの質問に、理事者より他市町との関係であり調査をしていないので、現在のところ、単価等はわからないとの答弁がありました。

委員より、熊川一四一四番地の玉川台町会にある給水場は一元化した後も、福生の財産になっているようだが、一元化したときに東京都に移すのを忘れてしまったのか。また、あそこにポンプがあるにもかかわらず道路を閉鎖するという話があるようだ。閉鎖すると道として使えなくなるわけだが、どのようになっているのかとの質問に、理事者より、それは旧名称が第十三水源、現在の熊川四号水源だが、水源の敷地の中だけが東京都の財産という形になっており、前の道は私道だと思う。地主さんの土地を一部借りて管が入っているという状態になっている。道路は閉鎖しないと思うが、もう一度東京都にも問い合わせ調査をしたいとの答弁がありました。

委員より、東京都に移管する前に、本管が個人の土地を通過して引いたところが相当あり、権利者がかわった場合あるいは高層の建物を建てる時、そこにある水道管が邪魔になるなどのことがあるようである。また、掘ったとき破損をするといったことも非常に多いと聞いているが、それらの経緯あるいは権利などはどのようなになっているのかお聞かせ願いたい。また、今後、奥多摩街道を拡幅するに当たっては、積極的にこういう機会に遠くから来ている水道管をなるべく近くに引けるような状態で努力してもらえるかどうかも伺いたい。また、石綿管から鋳鉄管に取りかえるときに、道路に面する人は、本管からメーターまでは無料で取りかえてくれる。しかし、鋳鉄管に取りかえてしまったところは、あくまでも有料である。近くまで行っているにもかかわらず引けない部分も結構あるので、その辺のところを積極的に解決していく方法はとれないかとの質問に、理事者より、通称、連合線といっている管の問題ではないかと思う。当時、水道の普及を一挙にやっていた中で、事業者がなかなか公道の中に配管できず、数人の方がお互いに承諾し合って給水したというのが、当時の状況であった。現在はほとんど公道に入っている。管種替えも工事にあわせて行い、工事の際に、公道から給水管を引いてもらうよう指導して、御協力をいただいて進めているところである。権利者の方々の御承諾をいただければ、いつでもやる方針であるとの答弁があり、また、東京都が事業者であり、メーター器まで無料で工事をするという方針を打ち出しております。都の計画では、平成七年までに八〇％までステンレス鋼管の給水管にしていきたいという計画になっている。連合管がどのくらいあるかということも、もう調査に入っているので、一年半くらいたてば、

実態がよくわかってくるのではないか。また、奥多摩街道の拡幅の際にも地形等の関係で難しい面もあると思うが、できる限り指導をし御協力をいただいて連合線を解消していきたいとの答弁がありました。また委員より、都水と地下水の割合が変化している理由は何か。できるだけ都水を使うという方針があるのかどうかとの質問に、理事者より、地下水の揚水量の関係については、事業計画は前年度に出し、都から私どもの方に指導がある。市としては、極力地下水を揚げさせてほしいとお願いしているが、ほかとの関係があつて制約を受けている。東京都では、地下水をできるだけ大切に使用していきたい。分水にウエートを置いていきたいと考えているようだとの答弁がありました。

また委員より、漏水調査の内容を聞きたい。理事者より、漏水調査は平成元年度は四十九キロというところ、かなり広範囲に行った。東京都でも非常に力を入れており、事業の重点施策として位置づけられている。福生市全体のエリアを三年周期ぐらいで調査していきたい計画を東京都に示し、予算をつけていた

とき、今後も積極的に進めていきたいとの答弁がありました。委員より、消火栓設置工事について、内容をお聞きたい。また、福生市五万七千市民の安全を確保する上で、どのぐらいの消火栓が必要なのかとの質問に、理事者より本年の消火栓の移設は二十二件である。基準については、たしか三百メートルぐらいのことだと思いが、現在、行っているのは二百五十メートルメッシュの範囲で、四百九十七件設置されている。消防庁の方から言われているのは、当面二カ所設置してくださいとの要望でございます。今後、道路の新設、改良等があったときは、その道路に一カ所程度は設置していきたいとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第でございます。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）